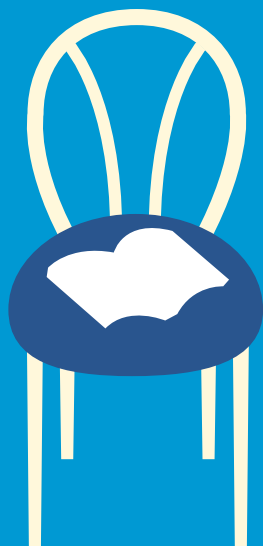


sarah

(社)私的録音補償金管理協会



教師のための 著作権講座

作花文雄 著



はじめに

情報社会、インターネット、情報家電、IT(情報技術)革命など、情報に関する様々な出来事が日々報じられています。

このような情報のデジタル化・ネットワーク化を背景とする大きな流れの中で、教育の在り方も見直しを迫られています。

コンピュータの整備を進め、インターネットの利用環境を充実させること、授業や校務に情報技術を活用すること、児童・生徒に情報の活用能力を育成することなどいろいろな方面での取組が必要です。

そのような課題の一つとして、情報の利用に関するモラルや法的な基礎的素養の育成ということがあげられます。

教育の場では、小説や論文、図表、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム、データベースなど様々な分野の著作物が利用されており、しかも、全国何万の学校、100万人を超える教職員の方々が関わっており、著作物の一大利用市場の性格を有しているとも言えます。

そのため、教育の場において、適切な著作物の利用がなされるよう、関係者の認識を深めることが求められています。

また、これからの情報社会を担う児童・生徒にとって、どのような職業に従事するにしても、職業上又は家庭生活において、他人の権利を侵害することのないよう基本的な法的素養を身につけさせることが大切であり、そのためにも彼らを指導する立場の教職員の方々が正しい認識を確立しなければなりません。

結局、権利というものは、特に著作権をはじめとする知的財産権は、国民の守る意識や態度が幅広く形成されなければ、いくら法律の制度を整備したとしても、実効をあげることはいけません。

もし、これらの権利が適切に守られない状況となれば、それは少数の権利者の利益が損なわれるということだけではなく、社会全体の文化創造の活力が大きく損なわれることになります。

したがって、大学の法学部段階での専門的な教育を待つことなく、初等中等教育の段階における取組が極めて重要な意味を持つことになるのです。

この冊子は、以上のような考えに基づき、必ずしも法律専門家や著作権ビジネスに携わっている方々ではない、教育の場に携わる方々を念頭において、著作権制度の基本的な概要を解説したものです。

多忙な校務の中ではありまじょうが、趣旨を御理解いただき、本冊子が活用されますことを願っております。

放送大学客員教授 **作花 文雄**

C o n t e n t s

P1.2	はじめに C o n t e n t s
P 3.4	第 1 章 著作権制度の基礎 ① 1 著作権法で保護されるもの 2 著作権を取得するためには
P 5.6	” 著作権制度の基礎 ② 3 著作者について 4 著作者と著作権者
P 7.8	” 著作権制度の基礎 ③ 5 著作者の権利の内容
P 9.10	” 著作権制度の基礎 ④ 6 侵害とみなされる行為 7 保護期間 8. 著作権の制限規定
P 11.12	第 2 章 教材の作成と著作権 1 授業のための複製の許容 2 複製できる主体：教育担当者と児童生徒 3 授業過程における使用目的 4 複製できる範囲等 5 同時授業のための公衆送信
P 12	第 3 章 試験問題の作成と著作権 1 試験問題としての複製の許容 2 営利目的の試験 3 試験問題集の作成 4 インターネット試験
P 13.14	第 4 章 オーディオ・ビジュアル教材と著作権 1 音楽の利用と著作権 2 ビジュアル著作物の利用
P 15.16	第 5 章 美術と著作権 1 授業における美術の著作物の利用 2 美術作品の展示 3 公開の美術の著作物等の利用 4 キャラクターの利用
P 17.18	第 6 章 コンピュータ・プログラムの利用と著作権 1 授業で利用するための複製 2. プログラムの送信 3 プログラムの使用 4 使用許諾契約書の記載事項への留意
P 19.20	第 7 章 児童・生徒の日常生活と著作権 1 私的使用目的の複製 2 レンタル店の利用 3 コピーガードの回避の禁止 4. 複写機によるコピー 5. カラオケと著作権
P 21.22	第 8 章 インターネットと著作権 1 情報発信主体としての法的責任 2 ホームページの作成上の留意点 3 電子掲示板、電子メールに関する留意点 4 リンク行為に係る留意点 5 人のプライバシー、名誉等に対する配慮
P 23.24	第 9 章 校務活動と著作権 1 職員室でのコピー 2 報告書等の作成(引用)
P 25.26	参考資料 sara(社)私的録音補償金管理協会



この章では、著作物とはどういうものか、著作権者はどのような権利を持っているのかなど、著作権制度の基本的な事柄について解説いたします。

1 著作権法で保護されるもの

著作権法により保護される対象となっているものは「著作物」です。また、著作権法では著作物の他に、実演やレコード、放送、有線放送も著作隣接権制度というもので保護されています。

例えば、作詞家や作曲家という「著作者」による音楽作品は「著作物」として保護されますが、同時にその音楽作品を歌唱したり演奏したりする「実演家」や、その演奏の音をCDを生産するためにマスターテープなどの媒体に固定する「レコード製作者」、あるいはその演奏をラジオやテレビで放送する「放送事業者」などは、「著作隣接権者」として保護されているのです。つまり、著作物を創造する著作者を保護するとともに、著作物などを世の中に伝達し、人々にその文化的価値を享受できるように創意工夫している者をも併せて保護しているわけです。シンガーソングライターなどは、著作者であると同時に著作隣接権者でもあります。

(1) 著作物とは

ここでは、著作物についての説明をいたします。

著作権法では、第2条第1項第1号において「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義しています。人の思想や感情を表現したものであることが必要ですから、何年何月にどのような事件が発生したなどの事実や人口が何人だとか雨量はいくらといったようなデータは、それ自体としては著作物ではありません。もし、このような事実やデータ自体が著作権の保護の対象になりますと、誰も自由に本を書いたり講演したりすることができなくなり、人々の表現活動がむしろ阻害されます。

また、著作物であるためには、「創作的」に表現したものでなければならないのですが、ここでいう創作性は芸術的に高い評価を受け得るもの等のようなレベルは問われるのではなく、著作者の個性が創作行為に表れていればよいと解されています。したがって、児童・生徒が書いた絵や作文なども法的保護を受ける著作物となり得ます。日頃あまり意識されておられないかもしれませんが、児童・生徒も著作権法上の権利主体になり得るという点に注意してください。

(2) アイディアは保護対象ではありません

著作権法の保護の対象は、客観的に思想や感情が表現されたものですので、その表現の素となったアイディアや着想はそれ自体としては保護対象ではありません。

アイディア等の保護は、非公開の営業秘密のようなものであれば不正競争防止法の保護対象となり、また、公開するものであれば特許庁の登録を受けて特許法等の保護対象となり得ます。

したがって、アイディア等の保護を図りたいということであれば、他の法制度について検討する必要があるということをお覚えて下さい。

(3) 著作物にはどんなものがあるか

著作権法第10条では、著作物の例示として次のようなものが掲げられています。

これはあくまでも例示ですので、これらの例示に該当しなくとも上記の著作物の定義の要件に該当すれば著作権法の保護対象である著作物となります。また、絵とストーリーや登場人物のセリフが合体した漫画のように、次に掲げる分野の複合的な性格を有する著作物もあります。

小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

音楽の著作物

舞踊又は無言劇の著作物(振り付けを保護しています)

絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物(書や漫画も入ります)

建築の著作物(芸術的な価値のあるものを保護しています)

地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

映画の著作物(ビデオソフトも入ります)

写真の著作物

プログラムの著作物

学校では、上記のほとんどの種類の著作物が利用されていると思います。また、全国には何万もの学校がありますから、著作物の一大利用市場としての性格も有しているわけです。それだけに、教職員が著作権に対して正しい認識を持ち、その上で児童・生徒に適切な指導を行うことが求められているのです。

2 著作権を取得するためには

例えば特許権を取得するためには特許庁に申請して、その審査を経た上で登録を受ける必要があることはよくご存知のことと思います。しかし、著作権の場合は、著作物を創作した時点で何等の手続きを要せず権利が発生し、法的保護の対象となります。これを「無方式主義」と呼んでいます。

著作権法を所管している文化庁でも登録事務を行っています。これは権利を取得するための制度ではなく、権利者の保護をより手厚くしたり、著作権の譲渡の際に権利関係を明確にしておくためのものです。

著作権登録機関などの名称で民間の機関などが、手数料を支払えば著作権を保護するための登録を行う旨の宣伝をしているという話も聞きますが、どのような内容のものなのか慎重に検討する必要があります。また、消費者教育の観点からも、児童・生徒に適切な指導を行うことが大切です。



3 著作者について

ここでは、著作物について誰が権利を持つことになるのかを説明いたします。

(1) 創作した者

著作権法により権利の保護主体となる「著作者」には誰になることができるのでしょうか。法第2条第1項第2号では、著作者となるのは著作物を創作した者であると規定しています。当たり前のことを規定しているようですが、具体的な法の適用場面ではいろいろな解釈が展開されることがあります。

小説家や画家など著作物を創作することを職業とする者だけでなく、著作物を創作した者は誰でも(児童・生徒も)著作者になることができます。

また、逆に、著作物を創作した者でない者は、たとえ当該著作物の創作に要する経費を全て負担したとしても、契約により著作権の譲渡を受け得ることはあっても、自らが著作者となることはできません。

同様に、このような著作物を創作して欲しい旨を一般的抽象的に指示しただけでは著作者となることはできず、当該著作物を創作するに際しての表現活動に創作的な寄与をした者であることが必要です。「創作的な寄与」が求められますので、誰かの指示で材料を収集するなどして協力したとしても、単なる労力の提供に過ぎない場合は、著作者になることはできません。

また、コンピュータ創作物については、いろいろなケースがあり得ます。利用者は抽象的なモチーフの指示などをするだけで後は全てコンピュータが人工知能により勝手に創作するなどのようなケースは別にして、通常は、鉛筆と同様にコンピュータ・システムを表現活動の単なる道具として利用して具体的に創作活動を行った者が著作者になると解されます。

(2)共同著作

小説や音楽などは一人の者が通常創作しますが、例えば研究会の報告書やコンピュータ・プログラムなどについては、複数の者が共同で一つの作品を作り上げることが少なくありません。

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものを「共同著作物」と呼んでいます(法第2条第1項第12号)。

また、それらの各人が「共同著作者」になります。

(3)法人著作(職務著作)

著作物を職務上創作する場合において、実際に創作活動を行った従業員ではなく、法人その他の使用者を著作者とすることが定められています。

例えば、教育委員会や学校において様々な報告書や指導書等が作成されることがありますが、多くの場合は、個々の教職員の著作物あるいは共同著作物となるのではなく、教育委員会や学校(つまり地方自治体や学校法人)が法的に著作者と評価されることになると思います。したがって、実際には自分が執筆したからといっても、全く自由には利用できないのです。ただし、このように法人等の使用者が著作者になるためには、次の要件を満たす必要があります(法第15条)

法人等の発意に基づくものであること。

著作物の創作についての意思決定が直接又は間接に使用者の判断に係らしめられていることをいい、例えば職員が自分で企画を出して上司の了承を得て作成活動を行う場合でも、法人等の発意に基づくものとなります。

法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること。

部外の者に対して委託して作成するような場合は該当しませんが、必ずしも雇用関係まで要求されるものではありません。

例えば、労働者派遣事業法による派遣プログラマーの協力を得てプログラムの著作物を創作するような場合は、派遣プログラマーは派遣元と雇用関係があるとはいえ、具体的な指揮命令は派遣先から受けるものであること等から判断して、派遣先企業の法人著作の成立が認められます。

法人等が自己の名義で公表するものであること。

ただし、プログラムの場合は、公表名義の要件は必要ありません(本条第2項)。

作成時の契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと。

4 著作者と著作権者

著作物を創作した時点で、その創作者が「著作者」であり「著作権者」となりますが、財産権である「著作権」は所有権などと同様に譲渡することができ(法第61条)、また相続の対象ともなりますので、このような場合は著作者と著作権者が異なることになります(著作者が有している「著作者人格権」は一身専属ですので移転できません)。



5 著作者の権利の内容

ここでは、著作者がどのような権利を有するのかについて説明します。逆に言えば、どのような著作物の利用について許諾を得る必要があるのかということです。

著作者の有する権利は、人格的利益の保護に着目した「著作者人格権」と財産的利益の保護に着目した「著作権」との二つがあり(これら二つを含めて広義の「著作権」と呼ぶこともあります)、これらの権利は更にいくつかの権利に分かれています。

(1) 著作者人格権とは

公表権(法第18条)/著作物を公表するか否か、また、公表するとしても、どのような形で、いつ公表するのかを著作者が決める権利です。例えば、生徒の未公表の作文を、教師が勝手に公表するようなことは、プライバシーの問題となるだけでなく、著作権法上も生徒の公表権を侵害する可能性があります。保護者の授業参観などのために全員の作文や絵を教室に展示するなど通常の教育指導の過程において、黙示的にしる児童・生徒の同意があるものと法的構成ができるものはともかく、このような範囲を超える利用については十分な注意が必要です。

氏名表示権(法第19条)/著作物について著作者名の表示をどのようにするのか(実名を表示するかペンネーム等の変名を表示するか、あるいは無名とするか)を著作者が決める権利です。

同一性保持権(法第20条)/著作物の名称(題号)や内容を改変することを著作者が決める(他人が勝手に改変することを防ぐ)権利です。教師といえども、生徒の著作物を勝手にいじってはいけません。ただし、教育指導の過程において、生徒の明示又は黙示の同意の下に、文章や絵を改変することはあり得ることだと思います。

(2) 著作権とは

著作権は次のような支分権により構成されています。

複製権(法第21条)/著作物を有形的にそのまま複製することに関する権利です。複製には、手書き、印刷、録音・録画、複写、写真、磁気ディスクへの記録など様々な態様があります。多少の修正・増減を加えて複製する場合であっても著作物としての同一性の範囲内と認識されるものは、この「複製」に含まれます。

また、著作物の全体的な複製だけではなく、その一部分であっても著作物としての価値を持ち得るものである限り、部分複製にも権利が働きます(以下の権利も同様です)。

上演権・演奏権(法第22条)/著作物を公に上演したり、演奏したりすることに関する権利です。

ここで「公に」とは、直接、公衆(不特定人のほか、特定かつ多数人も含みます)に見せ又は聞かせることを目的とすることを言います。「多数人」とは何人以上かということは必ずしも明確な基準があるわけではありませんが、40人学級であれば、通常、教室での演奏も公の演奏に該当すると考えられます(別途、法第38条の規定により自由利用が認められています)。

なお、「上演」や「演奏」には、生のものだけではなく、録音・録画されたものを再生することも含まれます。

上映権(法第22条の2)/「上映」とは、法第2条第1項第17号で「著作物(公衆送信されるものを除く)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。」と定義されています。劇場上映のほか、「その他の物に映写」というものの中には、パソコンのディスプレイなどに著作物を提示することなどがすべて含まれます。つまり、この権利は、公衆が視覚又は視聴覚で感受できるように著作物を何らかの画面に提示する行為について働くのです。授業や講演会等でOHPを利用して著作物を提示することや、美術館等の施設において来館者用のパソコンのディスプレイに所蔵作品の画像データベースから選択して美術作品等を再生提示することなどは、この「上映」に該当することになります(授業等の場合は、別途、法第38条の規定により自由利用が認められています)。

なお、上映には、著作物の上映を電気通信設備を用いて伝達することも含まれ(公衆送信に該当しない場合)、例えば校内における映画の有線による放映も上映に該当します。

公衆送信権等(法第23条)/著作物を公衆送信し、又は公衆送信される著作物を受信装置により公に伝達することに関する権利です。ここで「公衆送信」とは、公衆によって受信されることを目的として無線又は有線で送信すること(法第2条第1項第7号の2)であり、ラジオやテレビ放送、BS・CS、CATV、データベース・オンラインサービス、インターネットなどが含まれます。なお、特定人の間の通信は該当しません。

また、インターネットのように公衆のリクエストに応じて自動的に著作物を送信することとなっている場合には(自動公衆送信(法第2条第1項第9号の4))、「送信可能化」(法第2条第1項第9号の5)、つまりサーバーに著作物を蓄積するなどして公衆送信され得る状態を作出することも公衆送信権の及ぶ行為とされています。

口述権(法第24条)/言語の著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝達することに関する権利です。授業で教科書を読み上げることや英会話テープを再生することも、この口述権が働きますが、別途、法第38条の規定により自由利用が認められています。

展示権(法第25条)/美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示することに関する権利です。児童生徒の絵を展示することも、この展示権が働きますが、通常の場合は、明示又は黙示の許諾があるものと考えられます。また、購入した絵画等を展示することについては、法第45条の規定により自由利用が認められています。

頒布権(法第26条)/映画の著作物の複製物(つまり映画フィルムやビデオテープ、DVDなど)を頒布することに関する権利です。頒布には譲渡と貸与を含みます。ビデオレンタル店を営むような場合には、この頒布権が働いてきます。なお、映画以外の著作物については、下記の譲渡権及び貸与権を参照して下さい。

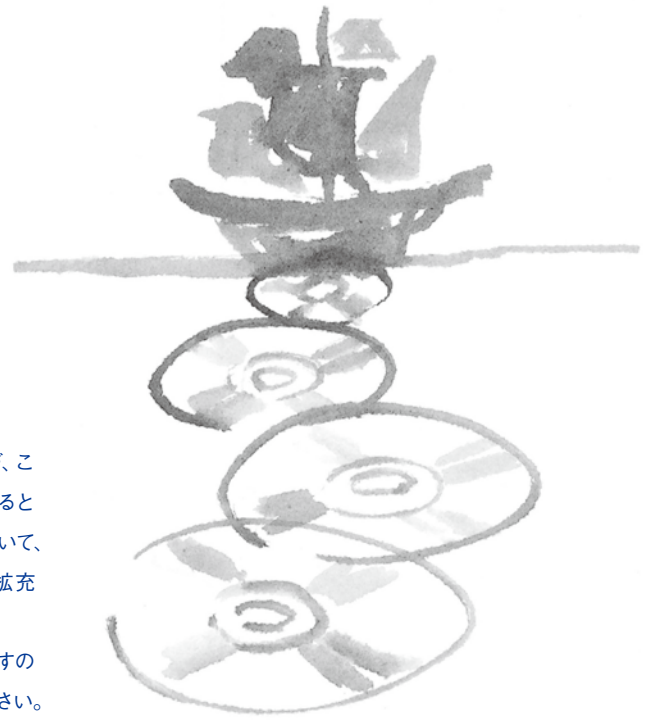
譲渡権(法第26条の2)/映画以外の著作物の原作品又は複製物を譲渡することに関する権利です。上記の頒布権は権利者の手元から離れた後の譲渡についても及んでいますが、この譲渡権は、権利者の許諾の下に一旦譲渡された後は、その原作品又は複製物のその後の移転については及ばないこととされています。

貸与権(法第26条の3)/映画以外の著作物をその複製物の貸与により公衆に提供することに関する権利です。CDレンタル店を営むような場合には、この貸与権が働いてきます。なお、従前、書籍、雑誌(楽譜集などは除く)については、当分の間は貸与権は働かないこととされていましたが(法附則第4条の2)、平成16年の法改正で同附則は削除され、書籍等についても貸与権が働くことになりました。しかし、学校が児童・生徒に貸し出すような場合、公共図書館が利用者に貸し出すような場合には、第38条第4項の規定により自由にできることとなっています。

翻案権等(法第27条)/著作物を翻訳、編曲、変形、又は脚色、映画化その他翻案することに関する権利です。つまり、既存の原作品に、新たに創作性を加えて、二次的な著作物を創作することに関して働く権利です。

こうして出来上がった二次的著作物は、それ自体として独立した著作物として保護の対象となりますし、その作者は二次的著作物の著作者として保護されるのですが、原著作物の権利者の許諾を得ておかないと、その者の権利侵害になるわけです。

二次的著作物の利用権(法第28条)/原著作物を翻訳や翻案等して作成された二次的著作物の利用については、二次的著作物の著作者だけでなく、原著作物も同様の権利を有することとされています。したがって、翻訳物などの二次的著作物を利用しようとする際には、その二次的著作物の権利者だけではなく、原著作物の権利者の権利も同時に働くのです。



6. 侵害とみなされる行為

前頁5では、著作者人格権や著作権の説明をしましたが、これらの権利の侵害ではないけれども、当該行為を許容するとすれば権利者の利益が著しく損なわれるようなものについて、権利を侵害する行為とみなして、実質的に権利内容を拡充しています（法第113条）。

この権利侵害みなし規定は、権利侵害と同様に扱われますので、たかが「みなし」と軽く考えないで、十分に留意して下さい。

(1) 頒布目的の海賊版輸入行為等（第1項）

次の行為は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされています。

①国内において頒布する目的で、輸入の時に国内で作成したとしたり著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為（第1号）。

これは、水際で権利者の利益侵害となるような複製物の流入を阻止しようとするものです。

②著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によって作成された物を情を知って頒布等する行為（第2号）。

これは、海賊版と知った上で公衆に譲渡したり、頒布目的で所持する等の悪質な行為を規制しようとするものです。海賊版であることを知らなかった、つまり善意である場合には、本号の侵害とはみなされません。

(2) 海賊版プログラムの使用行為（第2項）

プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上コンピュータで使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合には、当該著作権を侵害する行為とみなされます。

ここで「業務上」とは、営利目的かどうかを問うていませんので、学校業務として利用する場合も業務上に該当します。

したがって、海賊版プログラムを、そういうものと知った上で取得して、学校業務に利用する行為は権利侵害とみなされます。

(3) 権利管理情報の改変等（第3、4項）

権利管理情報というのは、例えば美術や写真等のデジタル画像に、いわゆる「電子透かし」と呼ばれる技術を用いて権利者等を特定する文字や数字などの情報を人間の目に見えない形で埋め込んだものであり、この情報をコンピュータで探索することにより、ネットワーク上の違法複製物を発見することが容易になり、また、例えば音楽用CDに、著作権等に関する情報を記録することにより、著作権等の権利処理等に活用することなどが期待されています。

権利管理情報は、ネットワーク上の著作物の保護等を図るために有益なものであり、このような情報が勝手に改変等されれば、権利者に大きな不利益を及ぼすこととなることから、法的に規制されているのです。

具体的には、権利管理情報を「故意」に「除去」・「改変」したり、権利管理情報として「虚偽の情報を故意に付加」する行為は、著作権等の侵害とみなすこととされています。

また、このように権利管理情報の除去等が行われた著作物や実演等の複製物を、その情を知って「頒布」し、頒布の目的を持って「輸入」し、「所持」し、あるいはそのような著作物や実演等を情を知って「公衆送信」し、「送信可能化」する行為も同様に侵害とみなされています。

(4) 還流レコード輸入行為等 (第5項)

国内で発行されているレコード(音楽CD)と同じものが、国外においてライセンス生産され販売されている場合において、その国外販売されているものが日本への輸入を禁止されているものであるときには、その事情を知りながら、輸入したり国内で頒布等する行為は著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされています。ただし、国内盤と国外盤で価格差がさほどなく、国内権利者の利益が害されないような場合には、侵害とはみなされません。また、発行後政令で定める期間(4年)を経過したレコードについては、この侵害みなし規定は適用されません。

(5) 名誉声望侵害行為 (第6項)

著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされます。著作者は著作者人格権として公表権、氏名表示権及び同一性保持権を有していますが、それらに加えて本項により人格的利益をより十分に保護しようとするものです。

7. 保護期間

有体物に対する所有権などは保護期間というものはありませんが、著作権や特許権、意匠権など知的財産権には各々保護期間が定められており、一定期間創作者に独占的な利益を保障した後は、社会全体の文化や産業の発展のために広く開放するという仕組みになっています。著作権の保護期間は、著作者が著作物を創作したときから始まり、著作者の生存間及びその死後50年間で原則です(法第51条)。

無名・変名の著作物(周知の変名は除く)等については、公表後50年間(死後50年経過が明らかであれば、その時点まで)となっています(法第52条)。

団体名義の著作権については、公表後50年間(創作後50年以内に公表されなかったときは創作後50年間)となっています(法第53条)。

映画の著作物については、公表後70年間(創作後70年以内に公表されなかったときは創作後70年間)となっています(法第54条)。

なお、保護期間の計算方法については、死亡、公表、創作した年の翌年の1月1日から起算することとなっています(法第57条)。したがって、2000年中に死亡した著作者が生存中に創作した著作物の保護期間は、2001年1月1日から50年間、つまり、2050年12月31日まで存続することになるわけです。

なお、著作者人格権に関しては保護期間が定められておらず、著作者が死亡すれば権利が消滅することになりますが(一身専属ですから相続されません)、法第60条により著作者の死後においても、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされているので注意してください。

8. 著作権の制限規定

著作権法は、第21条から第28条まで様々な権利を定めていますが、他方では、著作物の利用の性質や公益性などの観点から、一定の場合の利用については、権利者の許諾を得る必要がないこととされています。これを「著作権の制限規定」と呼んでいます(第30条～第50条)。

私的使用目的のための複製、図書館での複写、引用、教科用図書への掲載のための複製、教育番組での放送、授業の過程における複製、試験問題としての複製、点字での複製、非営利無料の演奏などいろいろなケースがあります。

実際の著作物の利用に当たっては、これらの条文に該当し得るか否かを慎重に検討することが必要です。

第2章 教材の作成と著作権



1 授業のための複製の許容

授業で利用するため、他の書籍等から切り貼りしてプリント教材を作成する場合があります。このような行為については、本来は複製権(法第21条)が働くわけですが、著作権法第35条第1項の規定により、学校その他教育機関において教育を担任する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができることとなっています。

ここで、教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校のほか、公民館などの社会教育施設、教育センターなどの教員研修施設、職業訓練所などの職業訓練施設などであり、組織的・継続的教育機能を営む機関をいいます。営利を目的として設置されているものは除かれますので、私人の経営する予備校や塾、究極的には事業体の利益につながる会社等の職員研修施設などは該当しません。この第35条第1項の規定により具体的に許容されるケースとしては、例えば英語の授業において教科書の内容を深めるため、英字新聞の記事をコピーして配布することや、理科の授業において科学雑誌から論文をコピーして生徒に配布するようなことが考えられます。

2 複製できる主体:教育担当者と児童生徒

この規定により複製を行い得るのは「教育を担任する者」とその授業を受ける児童生徒などです。

「教育を担任する者」とは、実際に授業を行う者でなければなりません。したがって、例えば教育委員会がまとめてプリントを作成し、管下の学校に配布するようなことは許容されていません。

児童生徒が複製を行う際には、全く自由に複製できるわけではなく、授業のために必要な限度で許されていることや、著作者の権利を尊重する重要性について十分に指導することが必要です。

3 授業過程における使用目的

次に、「授業の過程における使用に供することを目的とする」場合に限られていることに留意する必要があります。自分の担当するクラスの児童・生徒に配布することが一般的です。

ここで「授業の過程」とは、教科・科目の授業だけではなく学校行事やクラブ活動など特別活動も含まれます。しかし、授業とは関係のない場合は、たとえ教育目的のためであっても、本条による複製は許容されません。

4 複製できる範囲等

複製できる範囲については、「必要と認められる限度」内であり、必要もないのに著作物の全頁をコピーしたりするようなことは許容されません。

第35条第1項ただし書きにおいては、「著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には複製が許容されないこととされています。

どのような場合が利益を不当に害することになるかですが、例えば、担当クラスの生徒数をはるかに上回るような大量部数をコピーするようなことや、市販のワークブックやドリル、CAIプログラムなどのように、本来的に学校の授業の過程における利用を目的として作成された補助教材を1部購入して生徒の数だけコピーするようなことは、明らかに権利者の利益を害するものであると考えられます。一律な基準というものはありませんが、販売市場において売れ行きが低下するかどうか、将来的な潜在的市場に影響を与えるものであるのかどうかなどの観点から個別の判断が求められます。

なお、本条で複製が許容される場合、第43条第1号の規定によって、著作物を翻訳、編曲、変形、翻案して利用することも認められています。したがって、海外の作品を翻訳したり、大部の作品を簡潔に要約したりすることができます。また、第48条第3号の規定により、出所の明示をする必要がありますので、プリント教材には著作者名や書籍名、出版社などの出典を明らかにしておきましょう。

5 同時授業のための公衆送信

第35条第2項では、複数の学校間でネットワークを結んで同時授業を行う場合に、実際にその著作物を利用して授業している教室で見られ、聞かれる著作物が他の受信校の児童生徒に公衆送信されることが付随的に起こり得るため、権利者の利益を不当に害さない限りそのような送信が許容されています。

第3章 試験問題の作成と著作権

1 試験問題としての複製の許容

試験問題を作成する場合、他の小説や論文等の著作物を利用することがありますが、このような著作物の利用については、著作権法第36条の規定により、入学試験など人の学識・技能に関する試験・検定のため、その問題として公表された著作物を必要と認められる限度において複製することができることとなっています。

本条における試験としては、入学試験などの学力評価試験、入社試験、種々の技能検定など多様なものがあります。

また、学校等の教育機関における定期考査については本条でも解釈可能であるとともに、授業の過程における試験実施と考えれば法第35条の教育機関における複製として許容されることも考えられます。

本条により試験問題として複製する場合、法第43条第2号の規定により翻訳することが可能です。つまり、外国の作品を翻訳して試験問題として利用することもできるのです。

また、法第48条第1項第3号の規定により出所明示する必要がありますので、著作者名や書籍名などを明らかにしておきましょう。ただし、出典を問うような問題の場合は、事柄の性格上、明示する必要はないでしょう。

2 営利目的の試験

受験料を徴収して行う模擬試験等の業者の場合のように、当該試験の実施自体が営利目的の事業である場合には、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払う必要があります(第36条第2項)。

3 試験問題集の作成

法第36条で許容されているのは、試験を実施する者が、当該試験問題の作成のために他人の著作物を利用する場合です。つまり、試験という性格上、事前に権利者の許諾を得ることを求めることは不合理であり、他方、試験問題に利用されることによる権利者の利益の損失ということも通常想定されないことによります。

しかし、教材会社等が他人の著作物を利用して試験問題集を作成することは、性格を異にするものであり、原則通り権利者の許諾を得る必要があるでしょう。

4 インターネット試験

法第36条では、著作物を試験問題としてインターネットなどで公衆送信することも許容されています。この場合、その試験の受験者以外の者が受信できないようにすることや、ヒアリング教材のように権利者の利益を不当に損なうようなものは利用しないこと等の配慮が必要です。



1 音楽の利用と著作権

音楽の授業や校内放送のBGMなどでレコードやCDをかけることがあります。このような音楽の録音物を再生することも、著作権法上は「演奏」に該当し(第2条第7項)、基本的には法第22条の演奏権が働く利用行為となります。

しかし、法第38条第1項の規定により、非営利かつ無料の場合には、公表された著作物を公に演奏できることとなっていますので、音楽の授業などでレコードやCDのような録音物を鑑賞させることのほかに、生で楽器演奏したり歌唱したりすることも同条の規定により許容されています。

なお、法第38条第1項の規定で許容されているのは、条文上は著作物をそのまま演奏することに限られていますので、原作品のまま演奏するのではなく、アレンジし編曲するような場合には、厳密には法第27条で規定する作者の編曲権に抵触するおそれがありますので注意する必要があります。

法第48条第1項第3号の規定により、出所を明示することが求められています。

2 ビジュアル著作物の利用

(1) 教育番組の録画上映

教育番組を録画して授業で利用するようなケースがあると思いますが、この場合には、録画行為と授業での上映行為の2つに分けて考える必要があります。

まず、録画については、法第35条第1項の規定により授業の過程の用に供するための複製として許容されます。

次に、上映については、法第38条第1項の規定により非営利かつ無料の上映として許容されることになります。

ここで、留意しなければならないのは、録画した番組を校内の視聴覚ライブラリーに保存する行為が法的に許容されるのかという問題です。

放送事業者が、放送後において人気の高い番組をビデオソフト化して市場に流通させることもあり得ます。校内でライブラリー化して保存する行為は、必要な限度を超え、授業で使用した後は消去するなどの措置をとることが望ましいとの考え方もありますので、このことに留意しておく必要があります。また、長期間にわたって教育上使用する必要があるような場合は、個別に放送事業者の許諾を得るよう努めることが大切です。

(2) 市販教育用ビデオソフトの上映等

市販の教育用ビデオソフトを購入して授業で上映することについては、上記と同様に法第38条第1項の規定により許容されます。

さらにこのソフトの複製が許容されるか否かについては、法第35条の規定の適用の有無にかかわる問題となります。

法第35条第1項では、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」とされていますが、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定されていますので、本件の場合はこのただし書きに該当すると解されます。つまり、このようなソフトを1本購入してきて、学級数だけ複製するとすれば、ソフトの権利者の経済的利益を侵害することになると解されます。



美術の著作物については、美術の授業などで利用するだけでなく、学校の文化的空間を創出するため、絵画や彫刻を校舎内や校庭に配置するなどいろいろな利用がなされています。

1 授業における美術の著作物の利用

著作権法第35条第1項の規定により、授業に用いる目的のために、美術の著作物を複製することができるでしょうか。美術鑑賞の教育指導をするために、美術の教科書や副教材に掲載されているもの以外の作品を、生徒に鑑賞させることもあり得ると思います。

しかし、そのために例えば美術作品の高品質カラー・コピーを個々の生徒に配布することまでは必ずしも必要となるものではなく、このような複写行為は同条のただし書の規定により許容されないと解される場合が多いのではないかと思います。ただし、絵画を示しつつ美術評論をしている書籍の頁(鑑賞用のものとは認められないもの)を複写して生徒に配布するようなことは、許容されるものと解されます。

2 美術作品の展示

美術の著作物には、複製権や公衆送信権などのほか、特に展示権が付与されているので(法第25条)、校舎内や校庭に美術作品を展示する場合の法的問題にも留意する必要があります。

(1)所有者等による展示の許容

児童・生徒の作品を展示する場合には、本人の了解を得ることが肝要です。

また、美術作品を購入等した場合はどうでしょうか。法第45条の規定により、美術の著作物等の原作品の所有者による展示行為が許容されています。

つまり、美術や写真の原作品の「所有権」を取得した者が、その作品を展示することは本来的に想定される行為であり、そのようなものに対しても著作権者が展示権を行使することは実態に合わず、作品の流通を阻害することにもなりかねないところから、自由に展示できることとされているのです。

また、所有者だけでなく、所有者の同意を得た者も展示できることとされており、所有者から美術作品等を借り受けて展示会を開催する者にも本条の適用があります。

(2) 屋外の場所に設置

原作品が屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物については、下記3の通り法第46条の規定により大幅な自由利用が認められることになっているところから、所有者の屋外展示行為により第46条の適用が認められることになってしまうと著作権者の利益を不当に害することとなります。

そのため、法第45条第2項の規定では、そのような一般公衆に開放されている屋外の場所への恒常的な設置については所有者といえども自由にはできず、原則に戻って著作権者の許諾が必要になることとされています。

校庭が一般公衆に開放されているものかどうかで結論が異なってきますが、解釈が微妙である場合は、後日の紛争を避ける意味でも、展示について美術作品の著作者の了解を得ておくことが無難だと思います。

3 公開の美術の著作物等の利用

原作品が屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物、及び建築の著作物については、従来の社会的な慣行や、設置者の意思などを考慮して、法第46条の規定により、権利者の利益を侵害するおそれの高い一定の利用行為を除いて、自由に利用できることとされています。

次の4つの場合には、自由利用が認められません。

彫刻を増製する場合

彫刻を彫刻としてそのレプリカを作成する場合は、したがって、彫刻を写真撮影することなどは自由にできます。

建築の著作物を建築により複製する場合

模倣建築をする場合は、写真撮影することなどは自由にできます。

屋外の場所に恒常的に設置するため複製する場合

もつぱら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製する場合

写真複製絵画、絵葉書、ポスターなどに複製して販売する行為などです。

4 キャラクターの利用

学園祭や体育祭の立て看板などに漫画のキャラクターを描くことは、あり得ることだと思いますが、漫画のキャラクターの顔や姿態は、基本的には美術の著作物として保護されており、漫画の著作者の複製権が働くことになります。

法第35条第1項では、学校等の教育機関で教育担任者又は児童・生徒などがその授業の過程における使用を目的とする場合に複製できるとされています。

学校行事など特別活動もここでいう授業ですので、例えば、ロングホームルームの進路指導の際に、生徒の進路意識の形成に資する資料としてある書物の一部を複製配布するようなことは許容されると解されます。しかし、学園祭や体育祭の場合は、学校行事の一環ではありますが、授業の過程の用に供するという性格のものでもなく(つまりそのようなキャラクターを用いなければ教育目的が達成できないというものではないということです)、同条の適用はないものと解されます。

したがって、法的には権利者の許諾を得る必要がありますので、注意する必要があります。

教育の場において、様々なプログラムが利用されていますが、その利用については、製品当たり単価が比較的高額であるなど、従来 of 著作物に比してより慎重である必要があります。

1 授業で利用するための複製

学習用ソフトのディスクやCD-ROMを一つ買ってきて、コンピュータ教室に設置されているコンピュータの台数分、フロッピーにコピーしたり、ハードディスクにインストールすることは果たして許容されているでしょうか。

著作権法第35条第1項では、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」とされていますが、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定されています。プログラムを複製する場合は、通常は、この但し書きに該当し無許諾でコピーをとることは許容されないと解すべきです。

学習用ソフトは、通常、学校において利用される数だけ購入されることが予定されており、ドリル教材等と同様に、法第35条第1項の規定により複製できるとすれば、権利者に大きな経済的損失を与えてしまうことになります。



また、法第47条の2の規定により、プログラムの著作物の複製物の所有者が自らコンピュータで利用するため必要なとき複製又は翻案できることが定められていますが、この規定で許容されるのは、具体的には、ディスクやテープ等の複製物の滅失・毀損に備えてバックアップコピーを作成することによる複製、ディスクからテープ等への媒体変換に伴う複製、機能の向上・付加などのためのバージョンアップによる翻案、ハード機種に対応させるための翻案などであり、コンピュータ教室の端末の台数分複製するような行為は許容されるものではありません。

近年では、サイト契約やキャンパスキットにより、通常よりも安価に利用できる契約形態が普及していますので、正当な利用許諾の下で、教育に活用すべきです。

2 プログラムの送信

LANによりホスト・コンピュータのCPUから生徒用ターミナルのCPUにプログラムを送信して利用する場合には、受信端末内のRAMにおけるプログラムの蓄積が、スイッチを切れば消えるという意味で恒常的なものでないため、複製権が働くか否かは解釈上必ずしも明確ではありません。しかし、実態としては各端末のハードディスクにプログラムをインストールすることと差違はなく、法的評価としては「複製」に該当し得ると解することが自然とも思われます。

この点については、平成9年の著作権法改正により、同一構内の送信であっても、プログラムについては公衆送信権が働くこととされ(法第2条第1項第7号の2)、「複製」に該当するかどうかはともかくとして、送信行為について権利が働きますので、このような形態の利用をする場合には、権利者の許諾を得る必要があります。

また、プログラムの著作物以外のものについては、現在のところ同一構内の送信の場合は公衆送信権が働きませんが、上記のように「複製」に該当すると解され得ますので、十分に注意する必要があると思います。

3 プログラムの使用

コンピュータ・プログラムの使用については、特に「使用权」という権利が規定されていないので、基本的には自由に使用することができます。

しかし、法第113条第2項の規定により、権利を侵害することによって作成された海賊版のプログラムを、そのプログラムを借りたり購入したりした際に、その事情を知っていた場合においては、そのプログラムを業務上使用することは、権利侵害とみなされることになっています。

学校における教育又は事務運営に利用する場合も「業務」に該当しますので、注意してください。

4 使用許諾契約書の記載事項への留意

プログラムの利用に当たっては、著作権法による規律だけではなく、権利者との契約条項にも配慮する必要があります。

パッケージに通常添付されている使用許諾契約書の記載事項には、著作権法上は許容されていても、使用許諾契約書では禁止される場合もあります。

契約の当事者が合意の上での使用許諾契約であれば、明確に契約は成立していると言えるのですが、パッケージに記載されているだけで、封を切るとこの契約条項に同意したものとみなす旨の契約(シュリンク・ラップ契約)が、法的に有効に成立するものか否かについては、議論のあるところですが、後日の紛争を回避するためにも、十分な配慮をする必要はあると思います。

児童・生徒の日常の生活においては、音楽をはじめとして様々な著作物が利用されていますが、他人の権利を侵害することのないように、法的な問題について正しい認識を身につけさせる必要があります。

1. 私的使用目的の複製

児童・生徒の日常生活において、特に頻繁に行われているのは、FM放送など放送される音楽をエアーチェックしてカセットテープやMDに録音する等の行為だと思います。

このように放送される音楽をエアーチェックすることやテレビ番組をビデオデッキで録音することは、原則として著作者の権利が働く行為ですが、法第30条の規定により私的使用を目的とする複製は許容されていますので、自由にできることになっています。

しかし、録音録画機器・機材がデジタル方式である場合、すなわちMDやCD-R等である場合は、補償金を支払う必要があります(同条第2項)。ただし、この補償金は、機器・機材の価格に上乘せされており、購入価格に含まれているので改めて払う必要はありません。この補償金は、社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)や社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)を通じて権利者に分配されることになっています。

なお、近年、インターネット上のサイトからMP3などの圧縮技術を利用して音楽データの送信が行われるようになっていますが、権利者の許諾を得ずに違法に音楽データを送信しているサイトがありますので、このようなサイトの利用をしないよう指導する必要があります。たとえ個人的に楽しむ目的でも、著作権侵害に問われる場合があることを児童・生徒に認識させることが大切です(第30条第1項第3号)。

2. レンタル店の利用

レコードやCDのレンタル行為に対しては、作詞・作曲家などの著作権者の貸与権(法第26条の3)及び著作隣接権者である歌手などの実演家やレコード製作者の貸与権(販売後1年経過後は貸与報酬請求権。法第95条の3、第97条の3)が働きます。ただし、これらの権利はレコードやCDを公衆に貸与しようとする者に対して働くものであり、借り手には責任がありません。しかし、権利処理していない違法なレンタル店を利用することは、法的には責任がないとしても、違法行為を助長することですから、このような店は利用しないよう指導する必要があると思います。なお、借りてきたCDをカセットデッキでテープに録音することは、上記のように法第30条の私的使用を目的とする複製に該当すれば自由にできます。レンタル・ビデオについても同様です(貸与権ではなく法第26条の頒布権という違いはあります)。

ところで、本の貸与についても、平成17年から貸与権が働くこととなりましたので、ライセンスを得ていない違法な行為をしているコミック・レンタル店などを利用しないよう指導する必要があります。

3. コピーガードの回避の禁止

例えばテレビゲームのソフトなどには、通常コピーガードが掛けられており、私的使用目的の複製と言えども物理的に不可能にするようにされていますが、このコピーガードを回避する装置が販売されたりもしています。

平成11年に著作権法が一部改正され、コピー・プロテクション等の技術的保護手段の回避装置への規制措置が導入されました。

つまり、第120条の2という規定が新設されて、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置やプログラムの複製物を、公衆に「譲渡」し、「貸与」し、公衆への譲渡又は貸与を目的として「製造」・「輸入」・「所持」し、「公衆の使用に供し」、あるいはそのようなプログラムを「公衆送信」又は「送信可能化」した者に対して、刑事罰を科すこととされています。また、公衆の求めに応じて「業として技術的保護手段の回避を行った者」も同様に処することとされています。



そして、私的使用目的の複製を行う場合においても、技術的保護手段の回避により可能となった複製を、その事実を知りながら行う場合には、許容されないものとされました（第30条第1項第2号）。ただし、このような複製を行う者は、著作権を侵害した者として民事上の責任を負うものの、刑事上の責任については除外されています（第119条第1項括弧書）。私的使用目的といえども、コピーガードを回避して複製するようなことはしないよう、児童・生徒に指導する必要があります。

4. 複写機によるコピー

コンビニエンスストア等に設置されている複写機を使って本をコピーすることは法律上どのようになっているのでしょうか。法第30条第1項第1号の規定では、私的使用の目的の複製は原則自由とされつつ、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いる場合は自由にはできないとされています。

しかし、附則第5条の2の規定により、当分の間、この自動複製機器には専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないこととされていますので、このような場合には自由にできます。

なお、法第31条では、図書館の複写サービスが許容されていますが、同条の規定によって複製行為ができるのは国立国会図書館や、いわゆる公共図書館、大学・高等専門学校の図書館、防衛大学校や水産大学校のような特別の法律に基づく教育機関に設置された図書館、あるいは法令に基づき設置されている公立博物館や視聴覚ライブラリーなどです。つまり、小学校や中学校、高等学校に設置されている図書室は現在のところ含まれていないということに注意して下さい。

5. カラオケと著作権

カラオケで歌うことは、客個人の立場から見ると自分で楽しんでいるだけであるかのように思えます。

しかし、音楽の著作物の利用行為という側面から見ると、お店はカラオケにより客を集め、利益を上げているわけですから、これらの行為全体をとらえればカラオケの利用主体はお店であると法的に評価されます。

したがって、カラオケを利用しているお店は、作詞・作曲家などの権利者に対して著作物使用料を支払う義務があります。でも、このような店の中には、権利者団体と未だ契約を締結せず、違法状態で業務を行っているところもありますので、このような店を利用することは、違法行為を助長することにつながるわけですから、児童生徒に適切な指導を行う必要があります。



1 情報発信主体としての法的責任

従来は、情報の公への発信主体は、放送業や出版業、レコード・映画産業など、組織的な事業者でしたが、インターネット時代においては、個々人が情報の発信主体に容易になることができ、情報の単なる利用者から情報のクリエイターとしての役割を担うにいたっています。

情報を公に発信する場合には、個々人といえども法的責任をはじめ多くの社会的責任が伴います。

かねてより、教育の世界において、情報リテラシーの育成とともに情報モラルの確立が言われて久しいわけですが、今日のインターネット時代を迎えて、このことがより強く要請されるようになってきていると考えられます。

従来のように、個人的な利用の範囲内であれば特に問題とならなかったものでも、ホームページなどにより、瞬時に広い社会に情報発信が行われるようになると、他人の権利・利益を侵害しないか否かについて、相当の注意を払わなければなりません。

また、近年普及しているP2P技術を利用したファイル交換ソフトにより、音楽データ等を個人間で送受信することも、法律に抵触し得ることに留意しなければなりません。

著作権法の問題に限らず、商標法や不正競争防止法のような他の知的財産権法制の問題、あるいはプライバシー侵害や名誉毀損、わいせつ図画の公然陳列のような民法・刑法上の問題など、様々な点への配慮が必要となります。

2 ホームページの作成上の留意点

ホームページの作成に当たり、そこで用いられる文字情報や画像、音楽などを、全て自分自身が作成したものであれば特に問題はありますが、他人の著作物を利用する場合は著作権法上の問題に留意しなければなりません。

著作権法第30条の規定により私的使用目的の複製は許容されていますが、ホームページに他人の著作物を利用することは、公衆に提供する状態に置くことであり、私的使用目的の複製の範囲を超えるものになると考えられます。

したがって、自己の設定したホームページに情報を蓄積することについて「複製」(及び「送信可能化」)の許諾及びリクエストに応じて公衆に発信することについての「公衆送信」の許諾を権利者から得る必要がでてきます。

なお、アニメのキャラクターなどは美術の著作物として保護されており、また、著作権法の対象ではないとしても、人の肖像を使用する場合には、人格権保護の観点から判例上認められてきている肖像権(芸能人やスポーツ選手などの有名人の場合はその経済的価値に着目して特に「パブリシティ権」と呼ばれています)に配慮しなければなりません。

また、インターネットにおいて当該ホームページの住所を示すドメイン名について、商標登録者がその商標に類似のドメイン名の使用差し止めなどを求める訴訟が提起されている状況もあり、この点への注意も必要です。

3 電子掲示板、電子メールに関する留意点

電子掲示板に情報を書き込むという行為は、リクエストに応じて情報を公衆に伝達し得る状態に置くことであり、左記2と同様に私的使用の範囲を超えるものですから、他人の著作物を利用する場合には許諾(複製及び公衆送信)を得る必要があります。

また、電子メールは、通常の利用形態である限定された少数の特定人との送信及び受信であれば、普通の手紙の運搬をネットワークを通じて行っているに過ぎず、性格としては単なる通信であり、著作権法上の権利は働きませんが、メーリングリストやニュース・グループなどメッセージを蓄積し、多数の人に伝達されるような機能を利用する場合には、単なる通信ではなく、公衆への送信としての性格を持ち、複製権及び公衆送信権が働くこととなります。

4 リンク行為に係る留意点

自分の作成したホームページに、他人のホームページの名称・所在(URL)を示してリンクを張る行為は、他人のホームページの著作物の存在場所を示しているだけであり、一般的には著作権侵害となるものではないと考えられます。

しかし、自分の著作物に他人の著作物に係る案内情報をのせる場合とは異なり、リンクによる利用の場合には、リンク元のホームページの作者がリンク先のホームページの作者であるかのごとく世人をして誤解せしめるような形態(いわゆるフレーム機能を利用するような場合など)のものもあり、特にこのようなものについては法的紛争が生じ得ますので留意する必要があります。

5 人のプライバシー、名誉等に対する配慮

ネットワークにおいては、自己の発信した情報が瞬時に公衆に伝達されることになるわけですから、人のプライバシー、名誉を侵害するような内容の情報を発信しないよう、児童・生徒にしっかりと指導しておく必要があります。

なお、ネットワーク上を流通する情報の中には、個々人の人格的・経済的な権利を侵害するもの他に、公益を侵害する情報、例えば、青少年の健全育成に悪影響を与えるわいせつ情報等の有害情報があり、表現の自由との関係で限界領域の問題をはらんではいないものの、この点にも十分な注意を払うべきです。

インターネット上のサーバーに猥褻物に関する情報を蓄積し、公衆に閲覧させる行為に対しては、刑法第175条の猥褻物公然陳列罪が適用される可能性が大きいと考えられます。





1. 職員室でのコピー

職員室において、教育雑誌や新聞紙などからコピーを取って自ら読んだり、職員室にいる他の教員に配るといったことが行われる場合があるかと思いますが、法的には問題なしとはしません。

著作権法第30条の規定では、私的使用の目的のための複製は許容されていますが、ここで私的使用目的と言い得るためには、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」における使用目的でなければなりません。

つまり、プライベートな立場で、あるいは個人的に極めて強い結合関係がある人的範囲内での使用目的である必要があります。したがって、職務遂行のため、又は職員室にいる教職員に配布するような場合には、私的使用の範囲を超えていると解され、法的には権利者の許諾を得る必要があると考えられます。

しかし、実際には、許諾を得ることなく、私的使用の範囲を超えて複写が行われている状況にあると推察されます。

この背景としては、情報を効果的に利用するために文献の複写が不可避である一方、個々に権利者の許諾を得ることは極めて煩瑣であり、法的に問題はあるにしても、不適切な複写を行わざるを得ないということ、また、権利者の側からしても、自分の文献がいつどこで複写されているのか把握することが困難であり、著作権を行使することができないということがあると思います。

このような問題を解決するために、平成3年9月に関係13団体により「日本複写権センター」設立されています（平成10年10月1日に社団法人化されました）。

同センターは、権利者から複写に関する権利の委託を受け、利用者から使用料を徴収して複写の許諾を与えるという権利の集中管理団体としての役割を果たしています。

同センターの下記のURLのサイトをご覧くださいと、現在、多くの企業や官公庁、各種団体、研究所、学校などがセンターと複写許諾契約を締結していることがお分かりいただけると思います。しかし、我が国に存する企業、機関等の総数からみて、未だ多くの者が違法状態で著作物の複写利用をしていると考えられます。

同センターと契約を締結していない企業等は早急に契約を締結することが望まれており、学校もその例外ではありませんので、ご認識いただく必要があると思います。

(社) 日本複写権センター 連絡先

〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3F

TEL 03-3401-2382

URL <http://www.jrrc.or.jp>

2. 報告書等の作成 (引用)

教育研究の成果をまとめたり、保護者への連絡通信用の資料を作る際などに、他人の著作物を引用して利用することがあると思います。

著作権法第32条の規定により、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、公表された著作物を引用して利用することができることとされています。

自分の説を論述する際、それを補強するため他人の著作物を引用したり、他人の考えを論評するためその人の著作物を引用したりする場合などが典型的な例です。

引用の方法としては、例えば言語の著作物の場合、引用文をかぎ括弧でくくって表示するなど自己の文章との区別を図る必要があります（明瞭区分性）。自己の文章なのか引用してきたものなのか判然としないような利用方法では、公正な慣行に合致するとは言えません。

また、主従関係、つまり自分の著作物が主であり、引用してくる他人の著作物が従たる存在である必要があります（附従性）。この主従関係の判断は、両者の分量もその一つの要素とはなりますが、これに限らず実質的にみて、自分の著作物が中心的な価値を占めている状況にあるか否かという観点から判断がなされる必要があります。

本条の規定により引用が認められる場合、法第43条第2号の規定により著作物を翻訳して引用できます。なお、いわゆるダイジェスト（要約）引用については、適法とする下級審判決もありますが、許容し得るか否かは未だ学説が分かれている状況にあるということをご留意下さい。

法第48条第1項第1号（複製による引用）又は第3号（複製以外による引用）において、引用著作物の出所の明示が義務づけられています。著作者名や書籍の題号のほか、掲載刊行物名、発行者名、発行年、掲載頁などの事項にも留意する必要があります。

[参考資料]

著作物を利用する際、具体的な疑問が生じた場合には、
法律の専門家に御相談されるか、次に掲げる著作権関係団体に
問い合わせられることをお勧めいたします。

著作物全般	: 社団法人 著作権情報センター (CRIC) TEL 03-5353-6922 〒163-1411 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階 http://www.cric.or.jp/
音楽	: 一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC) TEL 03-3481-2121 〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 http://www.jasrac.or.jp/
脚本	: 協同組合 日本脚本家連盟 TEL 03-3401-2304 〒106-0032 東京都港区六本木6-1-20 六本木電気ビル8階 http://www.writersguild.or.jp/ : 協同組合 日本シナリオ作家協会 TEL 03-3584-1901 〒107-0052 東京都港区赤坂 5-4-16 シナリオ会館 http://www.j-writersguild.org/
文芸	: 社団法人 日本文藝家協会 TEL 03-3265-9658 〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町3-23 文藝春秋ビル7階 http://www.bungeika.or.jp/
レコード	: 一般社団法人 日本レコード協会 (RIAJ) TEL 03-6406-0510 〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル11階 http://www.riaj.or.jp/
実演家	: 社団法人 日本芸能実演家団体協議会 (芸団協) TEL 03-5353-6600 http://www.geidankyo.or.jp/ : 実演家著作隣接権センター (CPRA) TEL 03-3379-3571 http://www.cpra.jp/ 〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
放送	: 日本放送協会 (NHK) TEL 03-3465-1111 〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1 http://www.nhk.or.jp/ : 社団法人 日本民間放送連盟 TEL 03-5213-7711 〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町3-23 文芸春秋ビル西館 http://www.nab.or.jp/
コンピュータ・プログラム	: 社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) TEL 03-5976-5175 〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5階 http://www2.accsjp.or.jp/
ビデオ	: 社団法人 日本映像ソフト協会 (JVA) TEL 03-3542-4433 〒104-0045 東京都中央区築地2-12-10 築地MFビル26号館3階 http://www.jva-net.or.jp/ : 株式会社 日本国際映画著作権協会 (JIMCA) TEL 03-3265-1401 〒102-0082 東京都千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビル http://www.jimca.co.jp/
出版	: 社団法人 日本書籍出版協会 TEL 03-3268-1302 〒162-0828 東京都新宿区袋町6 日本出版会館 http://www.jbpa.or.jp/
文献複写	: 社団法人 日本複写権センター (JRRC) TEL 03-3401-2382 〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階 http://www.jrcc.or.jp/
美術	: 社団法人 日本美術家連盟 TEL 03-3542-2581 〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館5階 http://www.jaa-iaa.or.jp/
写真	: 一般社団法人 日本写真著作権協会 (JPCA) TEL 03-3221-6655 〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル3階 http://www.jpca.gr.jp/
教育映画等	: 社団法人 映像文化製作者連盟 TEL 03-3279-0236 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-2-9 三徳日本橋ビル6階 http://www.eibunren.or.jp/

sarah (社)私的録音補償金管理協会

(社) 私的録音補償金管理協会(sarah)は、私的録音録画にかかわる補償金制度が導入されたことに伴い、平成5年3月、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本芸能実演家団体協議会、及び(社)日本レコード協会を会員とする公益法人として設立され、文化庁長官から、補償金制度のうち私的録音にかかわる業務を行う団体として指定されたものです。

その主な業務は、権利者(著作権者、実演家、レコード製作者)のために、デジタル方式の録音機器やディスク・テープによって行われる私的録音の補償金を受領し、権利者に分配すること、及び受領した補償金の一部によって著作権思想を普及するための事業や、音楽・芸能文化を育てていくための事業などを実施することです。

このように、sarahは、デジタル録音にかかわる新しいルールを守ることによって、芸術文化を創造するためのよりよい環境を作りあげ、心豊かな社会を築いていくための仕事をこなしています。

(社)私的録音補償金管理協会

sarah

Society for the Administration of Remuneration for Audio Home Recording

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-8-14 麹町YKビル2階

TEL (03) 3261-3444 (代) FAX (03) 3261-3447